

### 青梅市民会館の不用品を 一般競争入札により売却します

平成29年3月31日をもって閉館した青梅市民会館のホールで使用していた舞台関係の物品のうち、ミキサーやスポットライトなど、新生涯学習施設(仮称)等で利用しない物品を一般競争入札により売却します。

日時 3月30日(金) 午前9時から  
会場 市役所2階201会議室  
売却物品 ミキサー、調光操作卓、映写機、プラットフォーム、スポットライト等  
※詳細は告示(市役所4階契約課または市ホームページ)からダウンロード可

ページで告示の写を閲覧可)参照  
参加申請 3月8日の午後5時15分までに申請書に必要事項を記入のうえ、直接契約課契約係へ  
※土・日曜日を除く  
※申請書は契約課で配布または市ホームページからダウンロード可

### 3月10日は東京都平和の日

都は、平和国家日本の首都として、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、3月10日を「東京都平和の日」と定め、記念式典を実施します。

この式典では、東京都空襲をはじめ、戦災で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、世界平和を願い、午後2時から1分間の黙とうを実施します。市民の皆さんもこの時間に黙とうをささげていただきたいと思います。

問い合わせ 秘書広報課 広聴・国際交流担当

### 3月14日に全国瞬時警報システム(Jアラート)による防災行政無線試験放送を実施します

市では、地震などの災害時や武力攻撃の際に、国から送られてくる全国瞬時警報システム(Jアラート)の緊急情報が市の防災行政無線で正常に放送できることを確認するため、試験放送を行います。

市内の防災行政無線から、次の内容が一斉に放送されます。  
皆さんのご理解をお願いします。

日時 3月14日(水) 午前11時  
放送内容 チャイム↓  
これは、Jアラートのテストです。(3回繰り返し)↓「こちらは、ぼうさい青梅です」↓チャイム

※試験は全国で実施します。  
※全国瞬時警報システム(Jアラート)：地震などの災害時や武力攻撃の際に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に伝達するシステムです。

問い合わせ 防災課

## 平成30年春の火災予防運動 3月1日(木)～7日(水) 「火の用心 一人一人の心掛け」 平成29年度東京消防庁防火標語

#### ☆市防災課から



春の火災予防運動は、市民の皆さんに火災予防意識の一層の普及を図ることにより、火災の発生を未然に防ぐことで、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的に実施しています。

昨年、市内では32件の火災が発生しました。

この時期は、ストーブなどの暖房器具を使用する機会も多く、空気も乾燥するため、火災が発生しやすくなっています。

火災防止のため、次のことを実践しましょう。

- ▶ 消火器を備える。
- ▶ 住宅用火災警報器を設置する。
- ▶ コンセント周辺の清掃、配線コードの整理を行う。
- ▶ 家の周囲に可燃性の物を置かず、放火されない環境づくりを行う。



おうめ消防団太くん  
消防団員募集中!

#### ☆青梅市消防団から

期間中、消防車による夜間巡回警戒および火災予防啓発広報を行います。

また、「全国山火事予防運動」の一環として、3月4日(日)に山林パトロールを実施します。

問い合わせ 防災課

## 青梅市・羽村市合同開催 東京の空襲資料展

昭和20年3月10日、東京の下町を中心に大規模な空襲を受け、一夜にして10万人ともいわれる尊い命が失われました。

3月10日の「東京都平和の日」に合わせ、平和について考える機会となるよう、青梅市と羽村市合同で東京の空襲資料展を開催します。



△防毒面

会場には、青梅市郷土博物館・羽村市郷土博物館の収蔵品をはじめ、都所蔵の写真パネルを展示します。

日時・会場

▶ 青梅市開催…3月5日(月)～3月14日(水) 午前8時30分～午後5時15分・青梅市役所1階ロビー

※8日(木)は午後8時まで

※土・日曜日を除く

▶ 羽村市開催…3月3日(土)～3月14日(水) 午前8時30分～午後5時15分・羽村市役所1階ロビー

※土・日曜日の午前11時45分～午後1時を除く

問い合わせ 青梅市秘書広報課広聴・国際交流担当

### 権利擁護センターおうめの 名称変更

#### 名称変更

皆さんに、分かりやすく、利用しやすいように「権利擁護センターおうめ」は平成30年4月1日から「成年後見・権利擁護センターおうめ」に名称を変更します。

センターでは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断において誰かの手助けを必要としている方、また福祉サービスの利用等における日常生活課題を抱えている方等に対して、自分らしく安心して住み慣れた地域で暮らしているよう支援しています。

お気軽にお問い合わせください。

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

皆さんに、分かりやすく、利用しやすいように「権利擁護センターおうめ」は平成30年4月1日から「成年後見・権利擁護センターおうめ」に名称を変更します。

センターでは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断において誰かの手助けを必要としている方、また福祉サービスの利用等における日常生活課題を抱えている方等に対して、自分らしく安心して住み慣れた地域で暮らしているよう支援しています。

お気軽にお問い合わせください。

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった方を対象に、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を主にを行います。

応募資格

① 福祉の資格を有するまたは深い関心があり、高齢者、障害者に対して理解を有し、心身ともに健康な方

支払ったりする場合などの支援を行います。

ご利用には、契約が必要ですが、相談は無料ですが、サービスの利用は有料となります。

◎ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を選任してもらう制度です。

制度の説明や利用についての相談援助や、後見人を受任している方の支援を行います。

また、市社会福祉協議会が市長申立の被後見人の法人後見を受任します。周知として各種イベントでのパンフレット配布や市民講座を開催しています。

問い合わせ 市社会福祉協議会 ☎ 23・7868、市福祉総務課庶務係

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ

開所日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
※祝日を除く  
場所 青梅市社会福祉協議会

◆ 成年後見・権利擁護センターおうめ